



求人者の皆様へ

### 取扱職種の範囲等の明示書

スキルハウスは、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者で、職業紹介事業者許可番号は、13-ユ-300374 です。

#### 取扱職種・地域の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、職業安定法に定められた港湾運送業務と建設業務を除く全職種とし、取扱地域は日本国内です。

#### 求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱いは、各事業所の紹介責任者となります。求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限りません。

#### 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱いは、各事業所の紹介責任者となります。当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

#### 苦情処理について

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者が職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。なお、労働者の賃金については、労働基準法第 24 条の定めにより、直接お支払ください。

## 手数料に関する事項

別途人材紹介サービス契約書を締結させていただきますが、職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

### 【届出制手数料にかかる手数料について】

サービスの種類および内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬： 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35%
求人の充足を容易にする為の求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬： 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0円 活動1日あたり 0円 成功報酬： 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35%

※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。手数料負担は、求人者とします。

## 当社事業所情報

スキルハウス・スタッフィング・ソリューションズ(株)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-8-27 巴町アネックスビル 2号館 7階

TEL: 03-5408-5070